

第 593 回 例 会

26年6月27日

本日のプログラム

- ・ゴング引渡し式
時間 18:30 ~
場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 3階「飛鳥の間」

次回(7月4日)のプログラム

- ・ソング 「奉仕の理想」
- ・卓話 クラブフォーラム ①
- ・場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 3階「飛鳥の間」
- ・第1回理事会 13:40~ 4階「橘の間」

7月の例会予定

- ◎4日 クラブフォーラム
- ◎11日 卓話 福島 会員
- ◎18日 夜例会(直前会長・幹事 慰労会)
- ◎25日 卓話 和氣 会員

先週(6月20日)の例会報告

■会長の時間

『来て見れば 聞くより低し 富士の山 釈迦も孔子も かくやあるらん』 (村田 清風)

自分の目で見たことよりも、ひとから聞いた噂のほうを信じる人はどこの世界にもいる。

昔からそうだったようで、古代中国・晋の著述家、葛洪は神仙思想の理論書『抱朴子(ほうぼくし)』に書いている。

〈耳を信じて目を疑うは、古今の患うる所なり〉

村田清風(1783~1855)は、目よりも耳を信じる愚かさとは無縁の人であつたらしい。江戸後期の萩藩士で藩政改革に手腕を振るつた。のちに長州が薩摩とともに幕末の主役に躍り出るのは、藩政改革によって養われた財政力に負うところが大きい。清風は目立たぬ縁の下に、明治維新の礎を築いた功労者の一人である。

17歳で初めて江戸に旅した。掲出の歌は富士山を仰いで感想である。高い、高いと聞いていたが、ナーンダ、噂ほどでもないではないか。偉かった、賢かったと評判のお釈迦さまや聖人孔子も、実物に会ってみればたいしたものではなかったかも知れないぞ、と。噂に惑わされ、先入観に怯えることを、歌に託してみずからに戒めたのだろう。

シンガポールのマールイオン、コペンハーゲンの人形姫像、ブリュッセルの小僧小僧などの観光名所を評して「世界三大がっかり」と呼ぶことがある。清風の気概とはいくらか趣が異なるものの、自分の目で見て評価をくだしている点では一首の心にも通じよう。

【来客紹介】 2名

【出席報告】

26年6月20日(第592回例会)				
会員総数	出席免除会員	出席会員	欠席会員	出席率
35名	2名	26名	7名	78.79%

【幹事報告】

[メール送信]

- 1)ロータリーXmasの現状報告 ⇒ 先週欠席会員へ 6/17配信
- 2)次年度 親睦受付・SAA当番表 ⇒ 両委員会メンバーへ 6/19配信

ニコニコ箱(6月20日)

近藤 治郎(大阪西北RC) = 皆さん、お久しぶりです。

安藤 幹雄 = 季節が変わりました。永らくご無沙汰しています。

1年半のフルタイムをそろそろ終わらし少しは楽になりますので、ご挨拶に参りました。

秋山 千尋 = いろんな問題が多発しているのに処理能力がどんどん遅くなり、プレッシャーたまる今日此の頃です。

やはり年令のせいですかね？

福島 三雄 = 暑くなりましたね。今日は中井さん、卓話楽しみにしています。 よろしくお祈いします。

川上 大雄 = 昨日、今期最後の災害プロジェクト出席して来ました。 来期もよろしくお祈いします。

森本 良嗣 = 安藤様、今日はお忙しい中、ありがとうございます。

中井 周治 = 本日は卓話当番です。

「家族信託について」をテーマにお話ししますので、皆さん 寝ないように、よろしくお祈いいたします。

中根三恵子 = 宴席続きで体調不良です。

斧原 邦夫 =梅雨期とは言え、気持ちは晴れやかにありたいもの！ 安藤さんお久し振りです。

大屋 準一 =久しぶりで例会場がわかりませんでした。ワールドカップ ギリシャ戦は、引き分けで残念でした。

高野 幸雄 =今期最後の通常例会ですね！ 今年度会長・幹事様、もうしばらくがんばって下さい。

【SAA報告】	ニコニコ箱	本日計 11000円	今年度合計 3629807円
---------	-------	------------	----------------

卓話(6月20日)

「家族信託について」 中井 周治 会員

1.信託はなに？

平成19年(2007年)9月30日に現在の信託法が施行！ (旧法は、大正11年制定)

2.信託はいつできた？

ヨーロッパで、十字軍の遠征に行く貴族や領主の間で始まる。

友人に自分の土地や財産の所有権を移し、そこから生じた利益から自分の家族の生活費を出してもらう。

土地を売却した場合は、売却代金から配当を貰う。

本人が、無事に戻ってきた場合は、土地や財産を返却する。

本人が、十字軍の遠征中に、自分のミスにより味方に被害が出て、その責めを負い、領地や財産を取り上げられる場合でも、友人に所有権が移っているため、没収されない。

3.家族信託

商事信託 → 信託法の免許を持った受託者が行う信託 (信託銀行・信託会社)

民事信託 → 信託法の免許を持たない受託者が行う信託 (家族・親族で作る一般社団法人等)

家族信託 (家族が委託者の場合の俗称)

福祉型信託 (高齢者・障害者・年少者を受益者として、財産管理や生活支援を行う場合の俗称)

4.信託の期間

5.信託の設定方法

①契約による信託

委託者と受託者の間で信託契約を締結する。生前から発動でき、相続税対策に使用することが多い。

②遺言による信託

遺言で信託を決める。委託者の死亡が発効要件

③自己信託

委託者 = 受託者 公正証書により作成が効力要件

6.信託の実例

7.税務面

特に優遇は無い。受託者は、所有者として扱われる。

大阪ユニバーサルシティRC URL: <http://www.osaka-ucrc.org/> E-mai: ucrc@osaka-ucrc.org 創立: 2001年3月27日

事務局 〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-68 リーガロイヤルホテル401号室 TEL: 070-5020-6459

会長: 斎藤清貴 幹事: 三宅一郎 会報担当: 大橋高志 例会: 毎週 月曜日 12:30~13:30 リーガロイヤルホテル

4つのテスト / 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか